

## ブロードバンド環境整備に対する意見書

ブロードバンド環境の整備は、現代において、水道や電気等といった生活インフラと等しく、社会活動、経済活動を支えるライフラインとして、非常に重要な役割を果たしている。それは日本国の掲げる地方創生を成し遂げる為にも必須であり、地域産業の振興、移住定住の促進、安心して暮らせる地域作りの実現において欠かす事の出来ないものとなっている。

2020年に世界中で猛威を振るっている、新型コロナウイルス感染症における世界各国の取り組みをみれば、オンライン授業での対応等、先進国においてはすぐに対応している中、日本ではその対応が出来ず教育に与える影響も大きく、日本の整備の遅れが露呈したと言わざるを得ない。

過疎化の進む我が村においては、民間主導による全地域へのブロードバンド環境整備は望めず、村主導による整備も、整備費や維持管理費等の財政負担が大きく、未だに未整備地域が多く存在し、地域住民の生活や、産業振興において大きな影響を及ぼしている。

よって、国におかれては、社会活動や生活、産業振興等あらゆる分野において、地域住民の平等な暮らしを実現するため、第5世代移動通信システムの基盤でもあるブロードバンド環境整備における情報通信サービスがもたらす利便性を等しく享受し、災害に強く、安心して快適な生活環境実現のため、次に掲げる措置を講じられるよう要望する。

### 記

1. 地域住民が等しく情報通信サービスがもたらす利便性を享受し、過疎地域等の条件不利地域において情報格差が生じる事のないよう、超高速ブロードバンド環境整備の促進における十分な支援策を講じること。
2. 地方公共団体が整備した情報通信基盤の安定的な運用を確保するため、更新、災害復旧等における十分な支援策を講じること。
3. ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバー等の超高速ブロードバンド基盤の整備・維持管理も対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣  
内閣官房長官 経済産業大臣